

請負工事成績評定点通知および公表要領

(目的)

第1 この要領は、滋賀県が所掌する請負工事の工事成績評定点の通知および公表に関する事項を定め、発注者の評価の客観性および透明性を高め、工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、「請負工事成績評定実施要領」(以下「**評定実施要領**」)の第2に規定された評定対象工事全てとする。

(評定点の通知)

第3 本庁執行工事については工事所管課長等、事務所等専決工事については事務所長等(以下「課長等」という。)は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の受注者に評定点を速やかに**別記様式第1**により通知するものとする。

2. また、「評定実施要領」第8に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4 第3の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、課長等に評定点について、説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5 第4の書面の提出先は、通知を行った課長等とする。

(説明請求に対する回答)

第6 課長等は、評定点の通知を受けた受注者から、通知をした評定点についての説明を求められた場合は、速やかに**別記様式第2**により回答するものとする。なお、説明担当者は(表-1)によることとする。

2. 課長等は、説明請求の受注者に回答を行ったときは、受注者の提出した書面および回答を行った書面を、入札事務を担当した主管課または事務所等にて閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(表-1) 説明担当者表

部 局 名	本庁契約分担当者	事務所等契約分担当者
琵琶湖環境部 (下水道課) (森林政策課) (森林保全課)	係長	係長
	係長	係長
	係長	係長
農政水産部 (耕地課) (農村振興課) (水産課)	係長	係長
	係長	—
	係長	—
土木交通部 (各主管課)	係長	次長(技術)*

※各土木事務所：次長(技術)、木之本支所：支所長、北川水源地域振興事務所：所長が定める者とする。

※その他の発注機関は、表-1を参考に説明担当者を定めるものとする。

(評定点の公表)

第7 課長等は、受注者に評定点を通知した工事において、通知の後、**別記様式第1**を入札事務を担当した主管課または事務所等にて閲覧による方法により速やかに公表するものとする。なお、公表期間は、工事完了年度を含め2年度とする。

(再説明請求)

第8 第6の回答を受けた受注者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、課長等に回答について、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第9 第8の書面の提出先は、第5の提出先とする。

(再説明請求に対する回答)

第10 課長等は、第6の説明請求に対する回答を受けた受注者から回答についての再説明を求められた場合、入札監視委員会に意見を聴いたうえで**別記様式第3**により回答するものとする。なお、再説明担当者は第6(表-1)によることとする。

2. 課長等は、再説明請求の受注者に回答を行ったときは、受注者の提出した書面および回答を行った書面を、入札事務を担当した主管課または事務所等にて閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

付 則

1. この要領は、平成11年7月1日から適用する。
2. この要領は、平成15年4月1日から適用する。
3. この要領は、平成17年4月1日から適用する。
4. この要領は、平成19年4月1日から適用する。
5. この要領は、平成22年5月1日以降に完了検査を実施するものから適用する。
6. なお、第2の対象工事に土木施設維持管理業務を含む。ただし、契約担当者が必要でないと認めたものについては、評定を省略できる。
7. なお、当分の間、第8、第9、第10の再説明請求を求めることができる対象工事から土木施設維持管理業務を除く。
8. この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告するものから適用する。
9. この要領は、平成30年4月1日以降に完了検査を実施する工事から適用する。

別記様式第1-1 [別表1] (当初請負金額 500 万円以上)

項目別評定点

考查項目	細別	項目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等		(減点項目)
項目別評定点合計		/ 100 点

別記様式第1-2 [別表1] (当初請負金額 500 万円未満)

項目別評定点

考查項目	細別	項目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.2 点
	II. 配置技術者	/ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 11.7 点
	II. 工程管理	/ 9.3 点
	III. 安全対策	/ 10.7 点
	IV. 対外関係	/ 3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 13.9 点
	II. 品質	/ 15.9 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 高度技術	I. 高度技術力	/ 7.8 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5.4 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 6.4 点
7. 法令遵守等		(減点項目)
項目別評定点合計		/ 100 点

別記様式第2-1 (当初請負金額 500 万円以上)

番 号
平成 年(2010年) 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

滋賀県〇〇部〇〇課長
滋賀県〇〇事務所長

印
印

請負工事成績評定点に係る説明書 (回答)

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおり回答します。

記

1. 工 事 番 号 : _____
2. 工 事 名 : _____
3. 工 事 場 所 : _____
4. 考 査 項 目 の 説 明

考 査 項 目		説 明
施 工 体 制	施 工 体 制 一 般	
	配 置 技 術 者	
施 工 状 況	施 工 管 理	
	工 程 管 理	
	安 全 対 策	
	対 外 関 係	
出 来 形 及 び 出 来 ば え	出 来 形	
	品 質	
	出 来 ば え	
工 事 特 性		
創 意 工 夫		
社 会 性 等		
法 令 遵 守 等		

別記様式第2-2 (当初請負金額 500 万円未満)

番 号
平成 年(2010年) 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

滋賀県〇〇部〇〇課長
滋賀県〇〇事務所長



請負工事成績評定点に係る説明書 (回答)

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおり回答します。

記

1. 工 事 番 号 : _____
2. 工 事 名 : _____
3. 工 事 場 所 : _____
4. 考査項目の説明

考 査 項 目		説 明
施 工 体 制	施 工 体 制 一 般	
	配 置 技 術 者	
施 工 状 況	施 工 管 理	
	工 程 管 理	
	安 全 対 策	
	対 外 関 係	
出 来 形 及 び 品 質	出 来 形	
	品 質	
	出 来 ば え	
高 度 技 術		
創 意 工 夫		
社 会 性 等		
法 令 遵 守 等		

別記様式第3

番 号
平成 年(2010年) 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

滋賀県〇〇部〇〇課長
滋賀県〇〇事務所長

印
印

請負工事成績評定点に係る再説明書（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおり回答します。

記

1. 工 事 番 号 : _____
2. 工 事 名 : _____
3. 工 事 場 所 : _____
4. 疑問に対する回答